

一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年5月30日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 調達する物品の種類

- ① 一般乗合旅客自動車 都市間輸送大型車 5台
- ② 一般乗合旅客自動車 市内線大型車ノンステップバス 7台
- ③ 一般乗合旅客自動車 市内線中型車ノンステップバス 4台
- ④ 一般乗合旅客自動車 市内線小型車 2台
- ⑤ 一般貸切旅客自動車 貸切大型車 1台
- ⑥ 一般貸切旅客自動車 貸切中型車 1台

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として交通局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、(2)に掲げる事項について審査の対象としない。
- (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）
 - オ その他交通局長が特に必要と認める事項

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
この告示の日から令和7年6月27日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に令和7年6月27日まで随時交付する。

また、長崎県交通局ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

○ 申請者のうち、県資格を取得している者

申請書（様式第1号）に次の書類を添え(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 長崎県が交付した資格審査結果通知書の写し

イ 誓約書（様式第3号）

ウ 印鑑届（様式第4号）

エ 委任状（様式第5号）

○ 申請者のうち、県資格を取得していない者

申請書（様式第2号）に次の書類を添え(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書（様式第3号）

イ 印鑑届（様式第4号）

ウ 委任状（様式第5号）

エ 法人にあつては、次のa及びb

a 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

b 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

オ 個人にあつては次のa、b及びc

a 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

c 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

カ 県税に関し未納がないことを証する証明書

キ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

ク 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

ケ その他交通局長が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（電話）095-822-5141

（FAX）095-822-2826

（長崎県交通局ホームページアドレス） <https://www.keneibus.jp/>

5 資格審査結果の通知

資格審査申請書を受理したときは、入札参加者の資格を審査し、その結果を資格審査結果通知書（様式第6号）により当該申請者に通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてののみ有効とする。

7 資格の取消等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。